

## 緑地率について

湖西市風致地区条例における緑地とは、原則として面積  $10 \text{ m}^2$  あたり植栽時の高さが  $3.5\text{m}$  以上の高木 1 本以上、もしくは  $1.0\text{m}$  以上の低木 2 本以上の植栽が施されている区域をいいます（高木 1 本ならば緑地  $10 \text{ m}^2$  というわけではありません）。

ただし、建築物の周辺に高木を配置する等により、当該建築物の遮へいに有効（第 1 種風致地区については、建築物がおおむね覆い隠される程度、第 2 種については、建築物が樹木間に見え隠れする程度）な緑化が行われると認められる場合に限り、芝生、種子吹付け、花壇の草花又は庭園内の庭石、水面等の区域（植栽基盤が永続的でないものを除く）の面積も含むことができます。

